

土木工事共通仕様書 附則 新旧対照表

改正前（令和5年7月）	改正後（令和6年4月）	備考欄
<p>《P.14》</p> <p>1-1-26 工事中の安全確保</p> <p>13. 新型コロナウイルス感染症にかかるとの感染拡大防止対策</p> <p>受注者は、工事の実施に際しては新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底するものとし、国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を参考に適切に対応すること。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、個別の現場に係る対策に必要な費用については、受発注者間で協議を行い、必要と認められる対策については、施工計画書に反映し、確実に履行を行うものとし、設計変更の対象とする。</p> <p>【建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン】 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html</p> <p>1-1-30 環境対策</p> <p>1. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>(1)受注者（下請業者を含めたすべての業者）は、大阪府内における自動車NOx・PM（ノックス・ピーエム）法の対策地域内の工事現場を発着するトラック等の同条例の対象自動車については、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に従い車種規制適合車等を使用しなければならない。</p> <p>(2)受注者は、当該工事のトンネル坑内作業において、内燃機関付の機械を使用する場合は、黒煙浄化装置を装備するものとする。なお、ブルドーザー及びタイヤローラについては、「排出ガス対策型建設機械（一般工食用）又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械」に黒煙浄化装置を装備するものとする。</p>	<p>《P.5》</p> <p>1-1-26 工事中の安全確保</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>1-1-30 環境対策</p> <p>1. 排出ガス対策型建設機械</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>受注者は、当該工事のトンネル坑内作業において、内燃機関付の機械を使用する場合は、黒煙浄化装置を装備するものとする。なお、ブルドーザー及びタイヤローラについては、「排出ガス対策型建設機械（一般工食用）又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械」に黒煙浄化装置を装備するものとする。</p>	<p>国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の廃止（令和5年4月26日付）に伴い削除</p> <p>「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正による流入車規制の廃止（令和4年4月1日）に伴い削除</p>

土木工事共通仕様書 附則 新旧対照表

改正前（令和5年7月）	改正後（令和6年4月）	備考欄																																														
<p>《P.21》 1-1-44 現場代理人の取扱い</p> <p>4. 現場代理人の雇用確認</p> <p>現場代理人について当該社員として直接的な雇用関係を確認する書類は下表によることとする。受注者は、発注者が直接雇用に関する証明書類（原本）の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。証明書類の写しの提出は不要とするが、万一、写しを提出する際には、健康保険被保険者証の保険者番号及び被保険者等記号・番号、及びQRコード等にはマスキングを施さなければならない。</p> <p style="font-size: small;">■雇用関係を確認するための書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">確認書類</th> <th style="width: 15%;">内 容</th> <th style="width: 10%;">機 関</th> <th style="width: 10%;">所有者</th> <th style="width: 10%;">作成者</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td>技術者本人</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金保険被保険者標準額決定通知書</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td rowspan="2">建設業者</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される</td> </tr> <tr> <td>住民税特別徴収税額のお知らせ・変更通知書</td> <td></td> <td>地方税法</td> <td>市区町村</td> <td>給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される</td> </tr> </tbody> </table>	確認書類	内 容	機 関	所有者	作成者	備 考	健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる	健康保険・厚生年金保険被保険者標準額決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される	住民税特別徴収税額のお知らせ・変更通知書		地方税法	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される	<p>《P.21》 1-1-44 現場代理人の取扱い</p> <p>4. 現場代理人の雇用確認</p> <p>現場代理人について当該社員として直接的な雇用関係を確認する書類は下表によることとする。受注者は、発注者が直接雇用に関する証明書類（原本）の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。証明書類の写しの提出は不要とするが、万一、写しを提出する際には、健康保険被保険者証の保険者番号及び被保険者等記号・番号、及びQRコード等にはマスキングを施さなければならない。</p> <p style="font-size: small;">■雇用関係を確認するための書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">確認書類</th> <th style="width: 15%;">内 容</th> <th style="width: 10%;">機 関</th> <th style="width: 10%;">所有者</th> <th style="width: 10%;">作成者</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td>技術者本人</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金保険被保険者標準額決定通知書</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td rowspan="2">建設業者</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される</td> </tr> <tr> <td>住民税特別徴収税額のお知らせ・変更通知書</td> <td></td> <td>地方税法</td> <td>市区町村</td> <td>給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上により、確認できない場合は、以下のうち、証明できる書類を提出すること</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票 (2) 登記事項証明書の役員名簿欄（監査役は除く） (3) 雇用保険被保険者証・資格取得等確認通知書 (4) 労働基準法に基づく賃金台帳 (5) 後期高齢者医療被保険者証 (6) その他証明できるもの 	確認書類	内 容	機 関	所有者	作成者	備 考	健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる	健康保険・厚生年金保険被保険者標準額決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される	住民税特別徴収税額のお知らせ・変更通知書		地方税法	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される	
確認書類	内 容	機 関	所有者	作成者	備 考																																											
健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる																																											
健康保険・厚生年金保険被保険者標準額決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される																																											
住民税特別徴収税額のお知らせ・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される																																											
確認書類	内 容	機 関	所有者	作成者	備 考																																											
健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる																																											
健康保険・厚生年金保険被保険者標準額決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される																																											
住民税特別徴収税額のお知らせ・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される																																											

土木工事共通仕様書 附則 新旧対照表

改正前（令和5年7月）	改正後（令和6年4月）	備考欄																																														
<p>《P.22》</p> <p>1-1-45 配置技術者の取扱い</p> <p>2 配置技術者の雇用確認</p> <p>配置技術者について当該社員として直接的かつ恒常的な雇用関係（以下、「直接雇用等」という。）を確認する書類は下表によることとする。</p> <p>受注者は、発注者が直接雇用等に関する証明書類（原本）の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。証明書類の写しの提出は不要とするが、万一、写しを提出する際には、健康保険被保険者証の保険者番号及び被保険者等記号・番号、及びQRコード等にはマスキングを施さなければならない。</p> <p>■雇用関係を確認するための書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">確認書類</th> <th style="width: 15%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">根 拠</th> <th style="width: 15%;">所有者</th> <th style="width: 15%;">作成者</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td>技術者本人</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td rowspan="2">建設業者</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される</td> </tr> <tr> <td>住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書</td> <td></td> <td>地方税法</td> <td>市区町村</td> <td>給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される</td> </tr> </tbody> </table>	確認書類	内 容	根 拠	所有者	作成者	備 考	健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される	<p>《P.22》</p> <p>1-1-45 配置技術者の取扱い</p> <p>2 配置技術者の雇用確認</p> <p>配置技術者について当該社員として直接的かつ恒常的な雇用関係（以下、「直接雇用等」という。）を確認する書類は下表によることとする。</p> <p>受注者は、発注者が直接雇用等に関する証明書類（原本）の提示を求めた場合は、提示に応じなければならない。証明書類の写しの提出は不要とするが、万一、写しを提出する際には、健康保険被保険者証の保険者番号及び被保険者等記号・番号、及びQRコード等にはマスキングを施さなければならない。</p> <p>■雇用関係を確認するための書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">確認書類</th> <th style="width: 15%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">根 拠</th> <th style="width: 15%;">所有者</th> <th style="width: 15%;">作成者</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td>技術者本人</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td rowspan="2">建設業者</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される</td> </tr> <tr> <td>住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書</td> <td></td> <td>地方税法</td> <td>市区町村</td> <td>給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上により、確認できない場合は、以下のうち、証明できる書類を提出すること</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票 (2) 登記事項証明書の役員名簿欄（監査役は除く） (3) 雇用保険被保険者証・資格取得等確認通知書 (4) 労働基準法に基づく賃金台帳 (5) 後期高齢者医療被保険者証 (6) その他証明できるもの 	確認書類	内 容	根 拠	所有者	作成者	備 考	健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される	
確認書類	内 容	根 拠	所有者	作成者	備 考																																											
健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる																																											
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される																																											
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される																																											
確認書類	内 容	根 拠	所有者	作成者	備 考																																											
健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる																																											
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される																																											
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される																																											